

<健診対象者の内、検診が無料になる人と手続き方法>

検診の種類	70歳以上 (昭和26年3月31日) 以前生の人	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健 福祉手帳・ひとり親家庭等医療費受給資格証 をお持ちの人	生活保護世帯・市民税非課税世帯の人
がん(胃部エックス線・ 肺・大腸) 肝炎ウイルス	検診時に年齢がわか るもの(保険証など) を医療機関に提示	検診時に該当資格のわかるもの(手帳もし くは資格証)を医療機関に提示	受診前にさんて郡山に申請し、無料証明書の 発行を受ける。電話の場合はさんて郡山に申 請書の送付を申し込み、記入した申請書と切 手を貼った返信用封筒を送り返します。
胃内視鏡・骨粗鬆症			
乳がん・子宮がん	受診前にさんて郡山に申請し、子宮がん=無料の受診票、乳がん=無料の証明書の発行を受ける(年齢や該当資格がわかるものを提示)		

事業名	日時	対象・備考	実施場所
■精神保健福祉相談	11月20日(金) ①14:00 ②15:00 ※申し込み時に時間の予約をしてください。	<b>要予約</b> 精神科医による相談。精神的な症状で悩んでいる人はご相 談ください。すでに精神科、心療内科に受診されている人 は対象外です。	さんて 郡山

※接種時に気にかかる事があれば、必ず主治医に相談し、症状により診断書や意見書を得ら  
ない、接種医師と相談してください。  
※市外の医療機関で接種する場合は接種前に「さんて郡山」で手続きが必要です。  
※長期にわたり療養を必要とする病気など、特別の事情により定期予防接種を対象年齢内に  
受けることができなかった人は「さんて郡山」までご相談ください。

## II こどもの定期予防接種

実施場所：市内指定医療機関 接種費用：無料

種類	対象	標準的な接種年齢	接種回数	
■ロタウイルス感染症 (対象令和2年8月生~)	1価	生後6週から生後24週0日に至るまで	初回接種の開始は、生後2ヵ月から生 後14週6日まで	2回
	5価	生後6週から生後32週0日に至るまで		3回
■B型肝炎	生後1歳に至るまで	生後2ヵ月から生後9ヵ月に至るまで	3回	
■ヒブ(Hib)	生後2ヵ月以上生後60ヵ月 (5歳)に至るまで	初回の開始は、生後2ヵ月から生後7ヵ 月に至るまで	初回3回 追加1回 ※接種年齢により回数が異 なりします。	
■小児の肺炎球菌				
■四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ 不活化ポリオ)	1期	生後3ヵ月から生後90ヵ月 (7歳6ヵ月)に至るまで	初回：生後3ヵ月に達した時から生後 12ヵ月に達するまでの期間 追加：初回3回終了後12月に達した時 から18月に達するまでの期間	初回3回 追加1回
■BCG	生後1歳に至るまで	生後5ヵ月に達した時から8ヵ月に達するまでの期間	1回	
■水痘	生後12ヵ月~36ヵ月に 至るまで	初回接種は生後12ヵ月~15ヵ月に達 するまでの期間	2回	
■麻しん風しん	1期	生後12ヵ月から生後24ヵ月に至るまで	1回	
	2期	平成26年4月2日~平成27年4月1日生まれ	1回	
■日本脳炎	1期	生後6ヵ月から生後90ヵ月 (7歳6ヵ月)に至るまで	初回：3歳 追加：4歳	初回2回 追加1回
	2期	9歳以上13歳未満	9歳	1回
■二種混合 ジフテリア・破傷風	2期	11歳以上13歳未満	11歳	1回
■ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	小学6年生から	中学1年生相当	3回	

平成25年6月14日以降、積極的な接種は始めていません。対象となるワクチンは「サーバリックス」と「ガーダシル」  
の2種類です。接種をご希望の方は、保健センターにお問い合わせください。 **厚労省 子宮けいがん 検索**

### ◆日本脳炎予防接種の特例措置について(無料)

- ①平成7年4月2日~平成19年4月1日に生まれた人は、特例措置として20歳未満までに接種ができます。  
1期を3回接種していない人は、不足回数を接種。また、2期は9歳から接種できます。  
積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。
- ②平成19年4月2日~平成21年10月1日に生まれた人は、特例措置として7歳6ヵ月に至るまでに1期を  
完了できなかった場合、9歳~13歳未満で1期未完了分の接種ができます。



## 高齢者インフルエンザ 定期予防接種について

今年の冬はインフルエンザだけでなく、新型コロナウイルス感染症も流行する可能性があります。特に65歳以上の高齢者の人が、インフ  
ルエンザに感染し、体力が回復していない状況で、新型コロナウイルス感染症に感染すると、重症化するリスクが高まると考えられています。  
インフルエンザの予防には、ワクチンが有効です。10月1日から高齢者定期接種対象者の優先接種期間となっています(厚生労働省よ  
り)。接種をご希望される人は、下記をご確認のうえ、なるべく早めに受診ください。

接種対象者=以下の①または②に該当し、自らの意思と責任で接種を希望する大和郡山市に住民登録のある人

- ①満65歳以上②満60~65歳未満で下記に該当する人
    - ・心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害のある人
    - ・ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある人
- ※②に該当する医師の証明や身体障害者手帳1級の写しが必要です。

接種期間=10月1日(木)~12月28日(月) 接種回数=接種期間内に1回のみ

接種費用=無料(今年度に限り上記対象者の費用は接種期間内1回のみ無料)※市内指定医療機関での接種は手続き不要。

持ち物=健康保険証など生年月日・住所が確認できるもの ②の対象者は身体障害者手帳。

接種場所=市内指定医療機関(つながらり9月15日号掲載)へ直接お申し込みください

接種期間内に市外で接種する場合、接種前に依頼書の手続きが必要です。保健センターまでご連絡ください。手続きの詳細、最新の情報については、市ホームページにも掲載されています。

問合せ=保健センター「さんて郡山」(☎58-3333)